

住民基本台帳カード

さまざまなサービスが受けられます

市では、希望する市民に、住民

基本台帳カード(住基カード)を交付しています。住基カードは、顔写真の入ったものと入らないものの2種類から選択できます。顔写真は、上半身、無帽、正面、無背景で6カ月以内に撮影した縦45mm×横35mmのものを持って来てください。手続きのときに市民課で撮影することもできます。

申請時に本人確認が必要です

必ず本人が窓口で申請してください。官公署が発行した写真入り証明書(運転免許証やパスポートなど)と健康保険証や年金手帳などで本人確認を行います。証明書がない人は、即日交付ができません。郵便により照会を行い、後日窓口で交付します。

住基カード交付時に、本人が数字4桁の暗証番号を設定します。で、あらかじめ用意してください。生年月日など、分かりやすい番号

は避けてください。

住基カードの交付手数料は500円です。有効期限は発行日から10年ですが、市外へ転出したときは無効になります。市内で転居した場合は住所の修正を行いますので、カードを市民課または下総・大栄支所市民福祉課へ持ってきてください(赤坂・遠山市民課分室では手続きできません)。

受けられるサービス

○付記転出入の特例処理：住基カードがある人は、特例の転出届(付記転出)を前の市町村に郵送で行うことで、転出証明書なしに新しい市町村の窓口で転入届(付記転入届)ができます

○公的個人認証サービス：インターネットを通じた行政手続きを安全に行うために使用する、「電子証明書」の交付を受けることができます。手数料は500円です。インターネット

に接続できるパソコンと住基カードの情報を読み書きするためのカードリーダーが必要

○住民票の広域交付：住民基本台帳ネットワークシステムを利用することで、全国どこの市町村でも本人または同世帯の人の住民票の交付が受けられます(本籍・筆頭者氏名は記載されません)。交付を受けるには、住基カードまたは運転免許証やパスポートが必要です。成田市の交付手数料は300円です。手数料は、交付する市町村により異なります

※くわしくは市民課(☎20-11525)へ。

公共下水道

接続は速やかに

公共下水道の利用ができるようになる、くみ取り便所を3年以内に水洗トイレに改造することが法律で義務付けられています。

台所や風呂、洗濯などの汚水、雑排水を公共下水道に直接流すた

めの排水設備をなるべく早く設置してください。

市では、下水道供用開始の公示後1年以内の工事の場合は3万円(1年を超え3年以内の工事は2万5,000円)の改造資金補助金の交付、融資のあっせんや利子補給借入額30万円が限度をして

います。

排水設備の設置やトイレの水洗化改造の義務付けは、公共下水道完成によって、1日も早く地域の生活環境改善を図ろうとするものです。ご協力をお願いします。

※くわしくは下水道課(☎20-11553)へ。

市内の放射線量測定結果

測定期日 = 7月4日～6日(公園・138カ所)
7月7日～8日(小中学校・30カ所)
7月12日～13日(子どもの遊び場・43カ所)

測定時間中の最小値と最大値 単位：マイクロシーベルト/時

| 施設名 | 測定の高さ 1m | | 測定の高さ 0.5m | | 測定の高さ 0.05m | |
|---------|----------|------|------------|------|-------------|------|
| | 最小 | 最大 | 最小 | 最大 | 最小 | 最大 |
| 公園 | 0.05 | 0.38 | 0.07 | 0.40 | 0.07 | 0.37 |
| 小学校 | 0.08 | 0.30 | 0.05 | 0.30 | 0.04 | 0.25 |
| 中学校 | 0.10 | 0.25 | 0.11 | 0.24 | 0.11 | 0.23 |
| 子どもの遊び場 | 0.10 | 0.26 | 0.11 | 0.28 | 0.12 | 0.30 |

※調査結果では、文部科学省が定める子どもの屋外活動を制限する暫定的な目安である空間線量率3.8マイクロシーベルト/時を下回る、平常通り利用して差し支えないと考えています。各施設の測定場所ごとの測定値は、市のホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sisei/sosiki/koho/110311.html>)に掲載しています。くわしくは環境対策課(☎20-1532)へ。

農業委員会

新委員が決まりました

任期満了に伴う市農業委員会委員選挙が6月26日に告示され、同日、各選挙区の立候補の受け付けが行われました。全選挙区で立候補の届け出が定数でしたので、無投票で当選が決まりました。新しい農業委員会委員は、次のみなさんです。(届出順・敬称略)

- 第1選挙区：川崎貞男(下福田)、大嶋幹夫(上福田)、石原輝夫(不動ヶ岡)、宍倉日出夫(台方)、仲山綾夫(船形)
- 第2選挙区：若松義幸(芝)、岡野政男(清水)、加瀬雅英(十余三)、石井賢二(竜台)、海保博(幡谷)、伊藤勝(新妻)、成毛孝(長沼)
- 第3選挙区：根本喜久治(高)、

岩立隆(西大須賀)、一鉄田俊樹(名古屋)

○第4選挙区：高木勲(馬乗り)、成毛太津夫(久井崎)、小嶋勲(多良貝)、佐藤敏郎(伊能)、小貫善之(所)、池谷正幸(一坪田)、田代寛喜彌(水の上)

また、農業委員は選挙で選ばれた委員22人のほか、市長が選任する議会推薦委員(4人)と農業協同組合・農業共済組合・土地改良区推薦委員(各1人)の7人、計29人で構成されています。今回、推薦で委員となったのは、次のみなさんです。(敬称略)

- 議会推薦：荒居和恵(下方)、瀧澤きみ子(南三重塚)、櫻井浩子(冬父)、朝倉けい子(多良貝)
- 農業協同組合推薦：土井富司(北須賀)
- 農業共済組合推薦：岩澤貞男(十余三)

市長日誌

【7月1日～15日】

| | |
|-----|---|
| 1日 | 社会を明るくする運動街頭キャンペーン 献血推進協議会総会 婦人防火指導員協議会総会 |
| 2日 | 印旛郡市PTAバレーボール大会 |
| 3日 | 成田空港圏日本語スピーチ大会 |
| 6日 | 建設工事表彰式 市民運動会実行委員会 |
| 7日 | 節電対策本部会議 |
| 8日 | 成田山祇園会 特別大護摩供・御輿山車屋台安全祈願(義援金寄託) |
| 9日 | 千葉県スポーツ少年団成田市卓球交流大会 |
| 10日 | 成田空港周辺地域スポーツ大会(小学生サッカーの部) 成田市長杯グランドバレーボール大会 |
| 11日 | 久住パークゴルフクラブ設立総会 固定資産評価審査委員会 |
| 13日 | 「小さな親切」運動成田市支部総会 |
| 14日 | 成田エアポートツアーデー実行委員会 |
| 15日 | 原水爆禁止国民平和大行進 県道成田神崎線整備促進期成同盟総会 横芝・神崎間首都圏中央連絡自動車道建設促進協議会総会 新勝寺・成田市懇談会 |



受賞者と笑顔で握手(3日)

○土地改良区推薦：萩原十郎(一坪田)
※くわしくは市選挙管理委員会

(☎22-11111 内線3152)または農業委員会(☎20-1573)へ。

成田・大栄都市計画

案を縦覧できます

成田・大栄の各都市計画区域における航空機騒音障害防止地区および航空機騒音障害防止特別地区の都市計画変更の案を縦覧できます。

期日：8月2日(火)～16日(土) 日曜日を除く

場所と時間

○市都市計画課(市役所5階)、下総・大栄支所農産土木課：午前8時30分～午後5時15分

○県都市計画課(県庁中庁舎7階)：同課に問い合わせてください

○成田都市計画区域の航空機騒音障害防止地区および航空機騒音障害防止特別地区の変更

○大栄都市計画区域の航空機騒音障害防止地区および航空機騒音障害防止特別地区の変更

※この案について意見のある人は縦覧期間中に意見書を提出することができます。くわしくは市都市計画課(☎20-1560)または県都市計画課(☎043-223-3376)へ。

成田市産の農産物

放射性物質検査の結果を公表

市では、東京電力福島第一原子力発電所の事故に関連して、県や農林水産省などの協力を得ながら、市内で生産された農産物の安全確認を行うために放射性物質検査を実施しています。

5月25日に公表された検査結果では、生茶葉の放射性セシウムが暫定規制値を超えていたため、生産者に対して出荷の自粛、製茶加工業者に対して市内で生産された生茶葉を使用しないことなどを要

請しました。そのほかの野菜などは、暫定規制値以下であり、安全性が確認されています。

今回新たに6月23日にスイカ、7月20日にレンコンの放射性物質検査を実施しましたが、放射性物質は検出されませんでした。今後、米、麦、落花生、サツマイモ、サトイモ、茶、栗、トマト、キュウリ、ダイコンなどの検査を行っていきます。

※くわしくは県ホームページ(<http://www.pref.chiba.lg.jp/annou/h23houhoku/index.htm>)または市農政課(☎20-1541)へ。

伸びすぎた樹木

適正な剪定を
お願いします

車道や歩道に伸びた枝は、車の運転や自転車、歩行者の通行の妨げとなり、思わぬ事故を引き起こす場合があります。

枝の剪定や垣根の刈り込みなど、所有者は適正な管理をお願いします。

なお、剪定した枝は、ひもで束ねて集積所へ出しましょう。
※くわしくは道路管理課(☎20-1551)へ。

小中学校の通学区域

指定学校変更や区域外就学が可能です

市立の学校に就学する児童・生徒は、あらかじめ定められた通学区域(学区)の学校に通学することが原則となっています。

ただし、事情があつて学区以外の学校へ通学を希望する場合には、保護者の申し立てにより指定学校

変更や区域外就学が認められることがあります。

指定学校変更

市内に住む児童・生徒に対して、定められた学区以外の市立中学校への通学を認める制度

区域外就学

市外に住む児童・生徒に対して、成田市立小中学校への通学を認める制度

指定学校変更や区域外就学の要

指定学校変更・区域外就学の要件

| 理由・事例 | 指定学校変更 | 区域外就学 |
|--|--------|-------|
| 地理的条件や通学路の安全を確保する場合 | ○ | — |
| 小学校への通学距離がおおむね1.5km以上で、より近い小学校への通学を希望する場合(注1) | ○ | — |
| 中学校への通学距離がおおむね2.0km以上で、より近い中学校への通学を希望する場合(注1) | ○ | — |
| 下校後の小学生を祖父母などが養育する場合 | ○ | ○ |
| 児童ホームに通う場合 | ○ | — |
| 住宅の建て替え・購入などによる場合 | ○ | ○ |
| 最終学年(小6・中3)になってからの住所変更がある場合 | ○ | ○ |
| 家庭の事情により住民票の異動が困難である場合 | ○ | ○ |
| 日本語指導などの支援を必要とする場合 | ○ | — |
| 児童・生徒の身体的理由による場合 | ○ | ○ |
| いじめなどにより心身の安全が脅かされるような場合 | ○ | ○ |
| 市外転居で心身への多大な悪影響が懸念される場合 | — | ○ |
| 小中学校へ入学後の市内転居で、転居前の学校への通学を希望する場合 | ○ | — |
| 小中学校へ入学後の市外転居で、一時的に転居前の学校への通学を希望する場合 | — | ○ |
| 指定学校変更を承諾された児童が、変更後の小学校の学区の児童が進学する中学校への通学を希望する場合 | ○ | — |
| 兄弟姉妹の指定学校変更に伴う場合 | ○ | — |
| 兄弟姉妹の特別支援学級就学に伴う場合 | ○ | — |
| 指定学校に希望する部活動がないため、該当する部活動がある最寄りの中学校への通学を希望する場合(注1)(注2) | ○ | — |

(注1)学校の収容力などにより、制限があります
 (注2)成田市立中学校に新たに入学・転校する児童・生徒が対象となります

8月1日は水の日

夏は水の使用量が最も多くなる季節です

水への関心を高め、理解を深めてもらおうと、8月1日が「水の日」に定められました。

わたしたちが毎日使う水道水は、地下水と河川水が水源です。水を使うときは節水を心掛けましょう。

※くわしくは水道部業務課(☎22-0269)へ。

千葉県市町村交通災害共済

8月15日から申し込みを受け付けます

8月15日(月)から千葉県市町村交通災害共済制度の平成23年度加入申し込みの受け付けを開始します。

交通災害共済制度は、千葉県市町村総合事務組合と市町村が運営主体となり、共済加入者が交通事故により被災した場合に、見舞金を支給する共済制度です。

会員の資格は成田市に住民記録または外国人登録のある人とその被扶養者

共済期間と会費

○8月31日までに申し込んだ人：9月1日～平成24年8月31日

会費 700円

○9月1日以降に申し込んだ人：申込日の翌日～平成24年8月31日・加入月により100円(700円)

見舞金の種類 死亡見舞金、傷害見舞金、身障見舞金、交通遺児見舞金

受付場所 交通防犯課(市役所1階)、下総・大栄支所総務課

受付時間 午前8時30分～午後5時

※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

選挙管理委員決まる

委員長に鶴田成孝氏

選挙管理委員の任期満了に伴い、市議会の選挙により新選挙管理委員が選出されました。

委員は、鶴田成孝氏、小山英子氏、戸村佳資氏、越川芳枝氏の4人で、任期は平成23年7月7日～平成27年7月6日(4年)です。

また、委員長には鶴田成孝氏が選ばれました。

※くわしくは選挙管理委員会事務局(☎22-11111 内線3152)へ。